創薬ベンチャーエコシステム強化事業／創薬ベンチャー公募（第15回）
公募説明会 Q&A

【2026年10月】

No.	カテゴリ		質問	回答
公募要領 第Ⅰ部				
1	第2章 2.3	公募対象となる研究開発課題の概要	要件Jでのライセンス契約に関し、応募時のタームシートやライセンス契約書に最低限書くべき要素（実施権の許諾、対象地域、成果の帰属で足りるでしょうか)をご教示ください。国内還元の観点から、許諾に関し、日本での販売権を明文で含むことが必須でしょうか。	ライセンス契約に書くべき内容の規定はありません。申請者が開発を実施するのに十分な内容を記載してください。なお、日本での販売権を含めることは必須ではありません。
2	第2章 2.3	公募対象となる研究開発課題の概要	ステージ1の期間に(POC取得前に)企業買収されて認定VCが株主でなくなって課題が早期終了となった場合でも、買収実行までのステージ1期間中に執行した分は補助事業費として計上できますか。	企業買収の場合、研究開発期間終了は原則としてクロージング日といたします。 それまでの経費は、研究開発課題の廃止に伴う額の確定を行い、残金があれば返金となります。 額の確定で適切に使用されたと認められた分は補助事業費で支出可能となり、返還にはなりません。
3	第4章 4.2	研究開発提案書以外に必要な提出書類等	応募時に認定VCから出資を受けていない場合、応募後から交付決定日までに認定VCから受けた出資は、「ステージ1の補助対象経費の1/3以上の出資を交付決定日から30日以内に受ける」要件の額に算入できますか。	交付決定日を起点日として30日以内にAMED専用口座にステージ1の補助対象経費の1/3以上を入金してください。交付決定日前に使用した分は含めることはできません。
4	第4章 4.2	研究開発提案書以外に必要な提出書類等	再生医療等製品の実用化を目的とする提案は、【様式1】提案書類チェックシートNo.8及び参照ウェブサイトの記載の通り、提出不要と理解してよいでしょうか。	再生医療等製品の実用化を目的とする提案では提出不要です。
公募要領 第Ⅱ部				
5	第1章 1.2	提案書類の提出方法	応募後に研究開発代表機関に雇用される予定の研究者を、研究開発代表機関の研究開発分担者として応募することはできますか。雇用契約の前のため、応募時点ではe-Rad上は将来日付の転入予約の状態です。	代表機関所属の研究開発分担者とするには、e-Radでの転入処理が完了していることが必要です。手続きが完了していない場合は、応募時点では研究参加者等での参画をご検討ください。
6	第1章 1.2	提案書類の提出方法	e-Rad研究者番号が未取得の研究者を研究開発分担者にできますか。応募時点で番号の取得が必要でしょうか。	e-Rad研究者番号を未取得の場合は分担者とすることはできませんので、応募までに番号を取得してください。
7	第4章 4.2	補助対象経費の範囲及び支払等	研究開発代表者が法人の代表取締役である場合、役員報酬を直接経費の人件費に計上する際の時間単価の算定方法と必要書類（人件費積算書、健保等級の証明、作業日誌等）をご教示ください。	研究開発に従事した時間分の人件費は、代表取締役であっても、計上可能です。算出方法は従業員の方々と同じです。
その他				
8	【様式1】研究開発提案書	－	ステージゲートは認定 VC の次の資金調達のタイミングで「必ず」設定（FAQ 178：投資実行の約 3 か月前）とあります。例えば外国親会社が資金調達する場合、親会社の Series A/B の時期にステージ境界を合わせることが必須でしょうか。VC の出資時期が未確定のときは技術マイルストーンで設定可能でしょうか。	親会社が認定VCから出資を受ける場合（要件Jの場合）は、ステージゲートは親会社が子会社に補助対象経費を資金提供するタイミングに基づいて設定してください。 資金提供の時期が未確定であれば、応募時点の資金調達および技術マイルストンの予定を考慮してスケジュールを作成してください。採択後、資金調達のタイミングが確定したらスケジュールを変更してください。